

平成 28 年 3 月 24 日

市内指定居宅介護支援事業所 管理者様  
市内指定介護予防支援事業所 管理者様  
市内介護保険事業所 管理者様

### 介護保険サービスとその他サービスとの調整について（注意喚起）

日頃から本市介護保険行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。

居宅介護支援事業に従事する皆様におかれましては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、保健医療サービス又は障害福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置づけるよう努めていただいていることと思います。

しかし昨今、疾病含む利用者の心身の状況等についての確認不足や、保健・医療・社会福祉諸制度にかかる知識不足を原因として、介護保険サービスとその他保健医療、障害福祉サービス等との利用調整につき、担当介護支援専門員より適切な案内が受けられなかったという苦情が、利用者から本市に寄せられております。

具体的事例を以下に列挙いたします。

- (1) 厚生労働大臣が定める疾病があり、かつ福祉給付金資格者証を所持している利用者について、医療保険が優先される訪問看護のサービス利用の案内がされなかった。
- (2) 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者についても、障害福祉サービスでなく介護保険サービスが優先されると案内された。
- (3) 短期入所サービス利用時に、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される負担限度額認定証について交付申請又は提示するよう案内がされなかった。

利用者を取りまく身体的・精神的・社会的・経済的要因の多様化とともに保健・医療・社会福祉制度につきましても多岐に渡りますが、あらためて従業者の方に対し本通知について周知し、アセスメント時の十分な情報の収集、諸制度にかかる情報収集及び研修の機会の確保等に留意することで、同様の事例の再発防止とケアマネジメントの質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

また、一端ではありますが、頻繁に問合せをいただく事項にかかる関係通知を別添に掲載いたしますので、業務の一助としていただければ幸いです。

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課指導係  
TEL : (052)972-3087